

新潟医療福祉カレッジ学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、高齢化社会の福祉・医療に貢献できる介護福祉士の養成を行うとともに、専門職業人として必要な専門的知識・技術及び態度を有する有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、新潟医療福祉カレッジという。

(位置)

第3条 本校の位置を新潟県新潟市笹口2丁目9番41に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施体制等については、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	学 級 数	総 定 員	備考
商業実務専門課程	医 療 秘 書 科	2	60	2	120	全 員 昼 間
教育・社会福祉 専門課程	医 療 福 祉 科	2	40	1	80	
	社 会 福 祉 科	2	30	1	60	
	福 祉 心 理 科	2	30	1	60	
	介 護 福 祉 科	2	80	2	160	
	社会福祉専攻科	2	30	1	60	
	福祉心理専攻科	2	30	1	60	

※工業専門課程 マルチメディア科は平成15年度より募集停止

2 各学科の学生は、4年を超えて在学することはできない。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、医療秘書科を除き学年を分けて前期、後期の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 医療秘書科の学期は、学年を分けて第1学期、第2学期、第3学期の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

- 4 医療秘書科の学期は、前項の規定にかかわらず資格試験の実情日程に合わせた区切りにすることができる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業 7月26日から8月31日

(4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

(5) 春季休業 3月16日から3月31日

(6) 開校記念日 5月2日

- 2 前項の規定にかかわらず学校長が必要と認めたときは、臨時に休業を行い又は休業日であっても授業及び実習を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第8条 本校に入学できる者は、学校教育法第56条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

- 2 社会福祉専攻科に入学できる者は、本校社会福祉科を卒業した者又はこれに準

ずる者として本校で認めた者とする。

- 3 福祉心理専攻科に入学できる者は、本校福祉心理科を卒業した者又はこれに準ずる者として本校で認めた者とする。

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第10条 本校に入学しようとする者は、本校の定める書類に、第35条第1項の別表第2で定める入学選考料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、一般入学試験、推薦入学試験、AO入学試験、一般併願入学試験、姉妹校併願入学試験を行い、その成績と提出書類を総合的に判定し、入学者選考会議の議を経て学校長が決定する。

- 2 入学試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書に第35条第1項の別表第2に定める入学金を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第13条 保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことのできる身元確実な成年者でなければならない。

- 2 保証人に一身上の変動があった場合には、直ちに届け出るとともに、その変動が死亡その他重大な事情によるものであるときには、改めて保証人を定めなければならない。

(転入学及び編入学)

第14条 本校への転入学及び編入学は認めない。

(転学科)

第15条 所属する学科から他学科への転学科を希望する者は、保証人連署の転学科許可願に別に定める手続料を添えて提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合で、かつ希望する学科に欠員のある場合に限り、教職員会議の議を経て学校長が許可する。

- (1) 医療秘書科から医療福祉科
 - (2) 医療福祉科から医療秘書科
- 2 前項の転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(欠席)

第16条 学生が病気その他の事由により欠席しようとするときは、その理由を付して、速やかに届け出なければならない。その場合、病気による欠席が7日を超えるとときは、医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

第17条 学生が伝染病にかかり若しくはそのおそれのある場合は、その学生に対し学校長は、出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第18条 忌引日数は、次のとおりとする。

- (1) 一親等（父母等）は7日以内
- (2) 二親等（祖父母・兄弟姉妹）は3日以内
- (3) 三親等（伯父叔父・伯母叔母）は1日

(身上異動)

第19条 学生の住所又は身上に異動があったときは、そのつど学校長に届け出なければならない。

(休学)

第20条 学生が病気その他やむを得ない事由により3ヶ月以上出席することができないときは、保証人連署の休学願に医師の診断書又はその理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して2年を超えないものとする。
- 3 休学期間は、第5条第2項の在学できる期間に算入しない。
- 4 学生が病気その他の理由により修学することが適当でない認められるときは、その学生に対し学校長は、休学を命ずることができる。

(復学)

第21条 休学期間満了又は休学期間内であってもその理由が消滅した場合は、保証人連署の復学願に医師の診断書又はその理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、保証人連署の退学願に理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 失踪の宣告を受けた者

第4章 教育課程、授業時間数・単位数、学修の評価及び卒業

(教育課程及び授業時間数)

第24条 本校における各学科の教育課程及び授業時間数・単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間必要とする学修内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。ただし、介護福祉科のみ適用するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間をもって1単位とする。

2 介護福祉科は、学生が本校入学前に大学、短期大学及び専門学校において履修し修得した授業科目の単位及び時間の認定を認めない。

(学修期間)

第26条 学年の学修期間は、30週を原則とする。

(始業及び終業の時刻)

第27条 本校の始業及び終業の時刻は、9時20分から16時40分までとする。ただし、学校長が必要と認めたときは、これによらないことができる。

(学修の評価)

第28条 本校における学修の評価及び単位の認定は、学年末において各学期末に行う試験（以下、定期試験という）の成績、実習の成果、出席状況等を総合的に勘案して行う。

2 学修の評価は、次の区分によって評定し、D以上を合格とする。

A 175点以上

B 155点以上175点未満

C 135点以上155点未満

D 120点以上135点未満

E 120点未満

3 各科目（実習を含む）の出席時間数が第24条の別表第1に定める時間数の80%に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

(追・再考査)

第29条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対しては、追考査を行う。

2 定期試験の成績が合格に達しなかった者に対しては、再考査を行う。この場合

には、科目により、再考査前に補講を受けなければならない。

- 3 前項の再考査並びに再考査前補講を受ける場合には、再考査受験願に別に定める受験料並びに補講料を添えて提出しなければならない。

(進級認定)

第30条 進級認定は、第24条の別表第1に定める各学年の当該科目を履修し、進級に必要な科目認定を受けた者に対し、卒業・進級認定会議の議を経て学校長が進級を認定する。ただし、介護福祉科、社会福祉専攻科及び福祉心理専攻科を除くその他の学科の学生は、進級条件検定を取得した者とする。

- 2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、進級を認定しない。
 - (1) 第24条の別表第1に定める各学年の当該科目の評価にEがある者
 - (2) 当該学年の出席が90%に満たない者
 - (3) 介護福祉科、社会福祉専攻科及び福祉心理専攻科を除くその他の学科の学生で、進級条件検定を取得していない者
 - (4) 当該年度に納める学納金を納入していない者

(卒業認定)

第31条 卒業認定は、第5条第1項に定める修業年限以上在学し、第24条の別表第1に定める全科目を履修し、その修得が認められた者に対し、卒業・進級認定会議の議を経て学校長が卒業を認定する。ただし、介護福祉科の学生は、社団法人日本介護福祉士養成施設協会主催の卒業時共通試験に合格した者、また社会福祉専攻科及び福祉心理専攻科を除くその他の学科の学生は、卒業条件検定を取得した者とする。

- 2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、卒業を認定しない。
 - (1) 第24条の別表第1に定める全科目の評価にEがある者
 - (2) 当該学年の出席が90%に満たない者
 - (3) 介護福祉科の学生で、社団法人日本介護福祉士養成施設協会主催の卒業時共通試験に不合格の者
 - (4) 介護福祉科、社会福祉専攻科及び福祉心理専攻科を除くその他の学科の学生で、卒業条件資格を取得していない者
 - (5) 納める全ての学納金を納入していない者
- 3 学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 4 介護福祉科を卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、登録手続きを経て介護福祉士国家資格を取得することができる。

(称号の授与)

第32条 前条により、工業専門課程 マルチメディア科を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を、商業実務専門課程 医療秘書科を修了した者には、専門士(商業実

務専門課程)の称号を、教育・社会福祉専門課程 医療福祉科、総合福祉科、社会福祉科、福祉心理科を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第5章 教職員組織及び運営

(教職員)

第33条 本校に次の教職員を置く。

学校長

副校長

教務部長

教務課長又は教務主任

専任教員

非常勤講師

事務局長

事務職員

2 必要に応じ、本校に次の教職員を置くことができる。

図書司書

健康管理医

その他必要な職員

3 学校長は、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副校長は、学校長を補佐し、学校長に事故あるときは、その職務を代行する。

(教職員組織運営)

第34条 本校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。また、学校長は必要に応じた会議を置くことができる。

教職員会議

入学者選考会議

卒業・進級認定会議

2 教職員の組織運営及び会議の運営に関する事項については、別に定める。

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第35条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学納金は、別表第2のとおりとする。

2 授業料等は、前期・後期の2回に分け、学校長が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、延納願にその理由書を添

えて提出し、学校長の許可を受けた者に限り、延納することができる。

- 3 一旦納入された学納金は、原則として返還しない。
- 4 入学許可を得た者で入学手続時の学納金を納めた後、入学年度前日までに入学を辞退した者に限り、前項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により学納金を除き既に納めている学納金を返還することができる。
- 5 前期分又は後期分の授業料等を納入した者で、納入した授業料等の学期開始以前に退学した場合は、本条第3項の規定にかかわらず、納付した者の申し出によりその納入した前期分又は後期分の授業料等を返還することができる。ただし、学期の途中において退学した者は、当該学期の授業料等を納めなければならない。
- 6 学期の始めから休学する者は、学納金を免除する。ただし、学期の途中において休学した者は、当該学期の授業料等を納めなければならない。
- 7 退学を命ぜられた者又は除籍された者は、当該学期の授業料等を納入しなければならない。
- 8 在学中に授業料等その他の学納金の変更があった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

(奨学金)

第36条 本校に入学を希望しているが、経済的理由により困難な学生に対し、第10条により奨学生入学の出願をし、第11条により奨学生入学者の選考で認定された者で、第12条第2項により入学を許可された者には、奨学金を給付することができる。

- 2 奨学金給付に関する規程は、別に定める。

第7章 図書室

(図書室)

第37条 本校に図書室を置き、教職員及び学生の研究、学修に資する。

- 2 図書室及び図書閲覧に関する規程は、別に定める。

第8章 賞罰

(褒賞)

第38条 成績優秀にして、他の学生の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第39条 学校長は、本校の規則に違反した者、本校の学生の本分に反する行為があった者等、教育上必要と認められる場合には、その学生に対し懲戒処分を行う。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを命ずる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 休学期間を除き、定められた在学期間を超える者
- (6) 休学期間が2年を超える者
- (7) 学納金等を定められた期日までに納入しない者

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第40条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、教職員会議の議を経て科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 科目履修生に関する規程は、別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第41条 教職員及び学生の健康を保持するため、健康診断を行う。

- 2 健康診断は、毎年1回以上定期的に行う。
- 3 学生の健康診断に必要な費用は、第35条第1項の別表第2で定める健康管理費とし、学年が始まる指定の期日までに納めるものとする。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第42条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第12章 個人情報保護

(個人情報保護)

第43条 本校は、学生並びに教職員の基本的な人権を尊重し、個人情報及びプライバシーの保護に努めるため、個人情報の収集、管理及び利用に関して個人情報の適正な

保護を行う。

2 前項の個人情報保護に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雑則

(改廃)

第 44 条 この学則の改廃は、教職員会議の議を経て学校長が決定し、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第 45 条 本学則の施行に必要な細則及び事項は、教職員会議の議を経て学校長が定める。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。